

事業所のごみと資源物の 分け方・出し方ガイド

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第3条（事業者の責任）に基づき、事業所から排出されるごみは、事業者自らの責任において適正に処理しなければなりません。

大量生産・大量消費・大量廃棄による環境負荷を軽減するため、容器包装リサイクル法、食品リサイクル法など各種リサイクル法が次々と制定されました。

その中で、事業者の果たす役割も大きくなってきています。

事業者の皆様には、ごみの減量、資源化への取組と、循環型社会の形成へのご協力をお願いいたします。

事業活動に伴って発生するごみは、すべて事業系ごみになります。

事業活動とは、法人、個人を問わない事業活動全般のことを言います。対象は店舗、会社、工場、事務所や学校、官公署、社会福祉施設などです。

従業員が飲食したお弁当の空容器や食べ残しも、事業系ごみとなります。

事業系ごみ

ごみステーション
には出せません。

産業廃棄物

事業活動に伴って生じたごみのうち、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」で定められた20種類の品目。

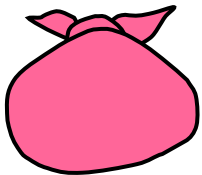
一般廃棄物

事業活動に伴って生じたごみのうち、「産業廃棄物」に該当しないごみ。

事業系ごみを家庭系ごみとして
排出することはできません

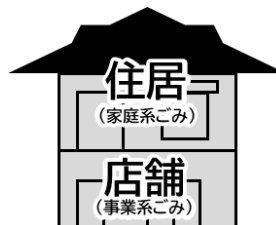
事業系ごみは、事業者が責任を持って処理する責任があります。
事業系ごみを家庭系ごみのごみステーションに出すことはできません。
不法投棄は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第25条により、5年以下の懲役、もしくは1000万円以下の罰金またはその両方が課せられます。

個人経営の方でも事業系ごみをごみステーションに出すことはできません。



法人、個人を問わず事業系のごみは指定ごみ袋に入れても地域のごみステーションに出すことはできません。

住居と店舗が同じ建物の場合でも、ごみは別々に処理してください



住居と店舗が一体の場合も、量や質にかかわらず、事業系ごみを家庭系ごみとして地域のごみステーションに出すことはできません。

事業系ごみの不法投棄はしないでください。

ごみステーションに不法に排出されたごみは、必要に応じて市職員が内容物調査を実施し、特定出来た場合は、排出者を指導するなど対応しています。

産業廃棄物

事業活動に伴って生じたごみのうち、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」で定められた20種類の品目。産業廃棄物が排出されない事業所はありません。事業所の規模は関係なく発生しますので正しく分別し、適正に処理をしてください。

産業廃棄物の種類

すべての事業活動から発生するもの	①燃えがら ②汚泥 ③廃油 ④廃酸 ⑤廃アルカリ ⑥廃プラスチック類（合成繊維、合成ゴムなどを含む） ⑦ゴムくず（天然ゴムくずに限る） ⑧金属くず ⑨ガラスくず、コンクリートくず ⑩鋳さい ⑪がれき類 ⑫ばいじん
排出される業種が限定されるもの	⑬紙くず（建設業、パルプ製造業、製紙業、製本業など） ⑭木くず（建設業、木材製造業、木製品製造業など、貨物流通用のパレットなど） ⑮繊維くず（建設業、繊維工業に係る天然繊維） ⑯動植物性残さ（食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業） ⑰動物性固形不要物（と畜場、食鳥処理場） ⑱動物のふん尿（畜産業） ⑲動物の死体（畜産業）
⑳上記①～⑱の産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記に該当しないもの	

産業廃棄物の処理方法

千葉県から産業廃棄物処理業の許可を受けている業者に委託して、適正に処理してください。産業廃棄物処理許可業者の検索や産業廃棄物の処理については、以下をご確認ください。

産業廃棄物処理許可業者を調べる

千葉県 環境生活部 廃棄物指導課「産業廃棄物処理業者名簿」
一般社団法人 千葉県産業資源循環協会 TEL：043-239-9920



産業廃棄物の処理について

千葉県 環境生活部 廃棄物指導課「産業廃棄物の適正処理について」
千葉県 君津地域振興事務所 地域環境保全課 TEL：0438-23-2285



また、市内の事業者で次の品目に限り、クリーンセンターで産業廃棄物を受け入れることができます。

紙くず	
木くず	長さ80cm、太さ15cm以内のものに限る
繊維くず	
動物性残渣	
金属くず	200缶程度までの空き缶、スチール缶、トタン及び農業用等の一輪車程度に限る
ガラスくず、陶磁器くず	空き瓶、窓ガラス程度のものに限る
汚泥	下水道処理施設及び道路側溝から発生するものに限る
廃プラスチック	廃タイヤは除く

処理手数料：500円 / 20kg

※1日の受入量が500kgを超えた場合、受入を停止します。



事業系一般廃棄物

「事業系一般廃棄物」とは、事業活動に伴って生じたごみのうち「産業廃棄物」に該当しないごみを指します。クリーンセンターで処理できる事業系一般廃棄物は、市内の事業所で発生したものに限ります。ただし、処理困難物など、クリーンセンターで処理できないものは別途適正に処分してください。

● おもな事業系一般廃棄物

分類	内容
① 紙くず	写真、カーボン紙、汚れのついた紙など ※廃油がしみ込んだ紙は産業廃棄物です。
② 木くず	木製の棚、選定した枝木、刈り取った草、割り箸など
③ 繊維くず	作業服、制服、古布など ※化学繊維製品や廃油をふき取った布は産業廃棄物です。
④ 動植物性残渣・動物系固形不要物	厨芥ごみ（生ごみ）、残飯、食料品の売れ残りなど
⑤ 動物のふん尿・動物の死体	

分別・資源化にご協力ください

紙類・空き缶などは分別すれば資源としてリサイクルすることができます。
ごみを減らすことは、環境にやさしいだけでなく、経費削減、収益アップにつながります。
また、近年発火性危険物（ライター・スプレー缶等）の混入等を原因とする収集車及びごみ処理施設の火災が頻発しています。
最悪の場合、本市のごみ収集及び処理が停止する可能性もありますので、適切な分別にご協力をお願いします。

古紙（コピー用紙、新聞、雑誌、段ボール、雑紙等）	リサイクル業者に委託してください（取扱品目は業者に確認してください）。 ※ 機密情報が含まれている場合は、取扱いにご注意ください。
ガラスびん（飲食料用）	リサイクル業者に委託してください（取扱品目は業者に確認してください）。 ※廃棄物として処理する場合、事業に伴うものは産業廃棄物扱いとなり、個人が消費したものは一般廃棄物扱いとなります。
空き缶（飲食料用アルミ缶・スチール缶）	
ペットボトル（飲食料用）	
木くず（枝木・草等）	リサイクル業者に委託してください（取扱品目は業者に確認してください）。

循環型社会の形成のため、再資源化・再生利用等に取り組んでいる品目は適切にリサイクルしてください。

エアコン、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機	家庭用に製造された機器は、リサイクル料金を負担し、小売業者等に引き渡してください。業務用機器は産業廃棄物として適正処分してください。
コンクリート・アスファルト・木材等の建築廃材【建築業者に限る】	建築リサイクル法対象建設工事を実施する建設業者は、一定の記述基準に従って工事現場で分別しリサイクルしてください。
食品廃棄物【食品関連事業者に限る】	食品廃棄物の発生抑制、資料や肥料への再生利用にご協力ください。
パソコン（メーカー回収機器）	各メーカーの事業系PC受付窓口へお申し込みください。
小型二次電池（ニカド電池、ニッケル水素電池、リチウムイオン電池、小型シール鉛電池）	一般社団法人JBR Cにお問い合わせください。



● 一般廃棄物の処理方法

一般廃棄物を排出する場合、2つの処理方法があります。

1. 木更津市の許可を受けた一般廃棄物収集運搬許可業者に委託する。
2. 自ら処理施設に搬入する。（自己搬入）

1. 一般廃棄物収集運搬許可業者に委託する場合

事業者名	所在地	電話
(有)アスカ（ほたる野地区限定）	ほたる野3-6-11	0438-98-5118
(有)長田	八幡台1-3-7	0438-36-1004
(株)金田臨海総合（金田地区限定）	瓜倉985	0438-41-1728
(有)木更津清掃社	中野143	0438-40-1111
(株)共進社	岩根4-9-19	0438-41-6255
(有)グリーン	ほたる野4-10-20	0438-71-5005
(有)栗原商店	高砂1-9-26	0438-41-2558
(有)大丸運輸	潮浜2-1-31	0438-37-0303
(有)丸三清運	戸国421	0438-53-2277

許可を受けていない者が、廃棄物を収集運搬することは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で禁じられています。処理を委託する場合は許可業者と契約する必要があります。
許可業者との契約に基づき、収集運搬費用や処理費用等の委託料が発生します。契約内容や委託料等は、許可業者へ直接お問い合わせください。

2. 自己搬入する場合

事業系一般廃棄物処理手数料： 20kgまで300円
以降、10kg超えるごとに90円加算。

受付日時：月曜日～金曜日（祝日及び年末年始を除く）
午前8時30分～12時、13時～16時

減量化及び資源化計画書の提出にご協力ください

「木更津市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」に基づき大規模な建造物で事業を行っている事業者は、ごみの減量化及び資源化についての実績と計画を毎年5月31日までに市に提出することが義務付けられています。

対象となる事業者には毎年4月下旬に書類を送付しますので、必ず提出をお願いします。

【対象となる事業者】

- 1 建物内の店舗面積の合計が1,000㎡以上の事業者
- 2 建築延べ床面積3,000㎡以上の事業者

木更津市 環境部 資源循環推進課
(木更津市クリーンセンター)

住所：木更津市潮浜3-1

電話：0438-36-1133

